

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

令和元年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 3 号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第 1 順位 副知事 坂本洋介

第 2 順位 副知事 小林万里子

附 則

この規則は、令和元年 6 月 3 日から施行する。